

平成18年度私たちのお仕事 町政執行方針

(要約版)



平成18年度
第1回定期例町議会

第1回定期例町議会が、3月10日招集され、議案27件、報告1件について、審議され、同月27日に閉会しました。

そのあらましについて、お知らせします。

はじめに

国の地方自治体への財政支援措置は、国勢調査による人口変動がどう地方交付税に反映されるのか、地方債の許可制から協議制への変更条件はどう変わるのか、不確定要因が山積する状況下で、本町の財政運営は、懸命の行財政改革の推進にもかかわらず厳しさの度を更に増していると申し上げざるを得ません。

そうした情勢の下で、歳入一般財源予算の8割を超える地方交付税の確実な総額を見込めない状況の中、平成18年度の予

算編成に当たっては、あらゆる分野の各種事業について、かつてない削減に努め編成をしました。

しかし、

行政改革への着手の遅れが否めない状況下で、急激な歳出削減については、町の困難な財政の現状に理解を示しながらも、産業経済団体をはじめとする公共的な団体の運営や

が創設されています。当町が有する数多くの公共用財産（公の施設）の中で、すでに現行管理制度（指定管理者制度）の施行によって、今後、指定管理

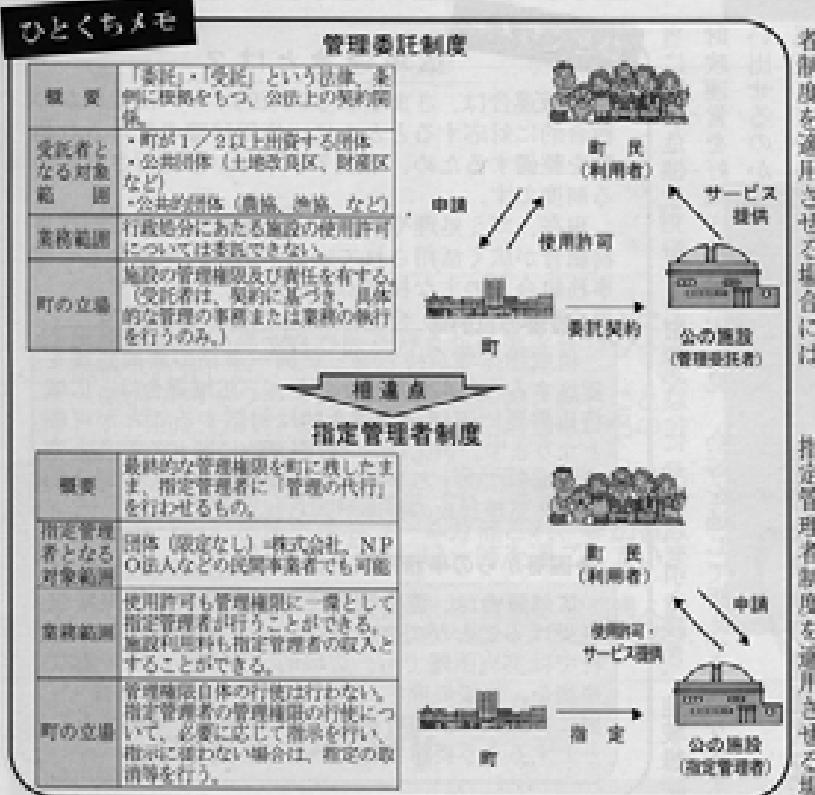
の向上と管理経費の節減等を図ることを目的とした新しい地方自治法制度（指定管理者制度）の施行によって、早期にその効果が期待できると考えられる施設について、今後、指定管理者制度を適用させる場合には、

そのための手続きを定める新たな条例の整備が必要とされます。条例は、次の二つです。

公の施設の指定管理者制度の導入

町民の皆さんには、ぜひ、当町がおかれている実情に目をそむけることなく、地域や職域、団体をあげて、この困難を乗り越えるための改革へのご協力とお力添えを、重ねてお願いを申し上げるしだいです。

公共用財産の管理に当たって、従来の管理受託者の範囲と権限の法的制限を緩和し、民間事業者の能力を活用して公の施設の利用者である住民へのサービス



合に、それぞれの施設目的や施

設機能等を考慮した事業計画書の提出、選定基準、管理の基準、業務の範囲、管理費用、使用料

収入収支、指定期間等に関する事項を規定する「公の施設の個別条例」です。

【積丹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例制定案】を提出

本条例の制定に当たっては、新しい制度であるために全国の都道府県及び市町村の事情によつて条例規定事項の構成と内容に差異があり、平成15年の法施行後の現在までにおいても条例の再改正の事例も多い状況にあるなど、他市町村等の条例整備の動向をも見極めてまいりました。特に、指定管理者の選定手

続きにおける公平性と透明性の確保が最も重要であるとの判断に立ち、外部者で構成する「選定委員会」を町長の付属機関として設置することについて、条例規定することとしました。

また、本条例の制定に基づく所定の事務的準備を経て、引き続いて二つの条例であります「公の施設の個別条例案」を提

案したいと考えております。

現在検討を続けております对象施設としては、海底探勝船、岬の市場の2施設です。

また、他の数多くの公の施設については、その目的、施設機能等の耐久性、管理費用の現状等を踏まえ、本指定管理者制度の適用による公設民営の効果や課題について、行政改革議論と併せて町の関係機関や受益者と引き続き検討を行い、条例の整備を進めたと考えております。

一方、公の施設に係る現行条例の中で、管理業務の一部を委託することができるとする規定がありますが、改正法の運用解釈次、個別の条例の文言規定の改正整備を図ります。

この組み合わせは、現在の住民の日常生活圏や産業経済圏、行政活動の区域、地勢条件などを統計指標により分析（タラスター分析）した結果により、市

北海道が策定作業を進めている「北海道市町村合併推進構想（原案）」における、望ましい合併の組み合わせ案が、2月14日報道等により公表されました。

この組み合わせは、現在の住民の日常生活圏や産業経済圏、行政活動の区域、地勢条件などを統計指標により分析（タラスター分析）した結果により、市



企画課 関係

市町村合併関係の動向

町村の結びつきの状況を段階的に表したもので、この結果を直ちに法に基づく道の合併勧告の組み合わせにするというものではありません。

後志管内においては、すでに後志広域連合を設立して広域行政への取り組みのための事前準備に入る予定であり、今回の道の公表への具体的な町村の対応についても各町村とも具体的な動きの予定はない状況です。

従いまして、当町においても、開発町村の動向について的確に把握し、町民への必要な情報の提供と合わせて、この一年間にかかる行政改革によって町の財政状況がどう変わったのか、

地方交付税の変化がその後どのように推移しているのかなど、その後の町の財政状況の説明など、合併論議と行政改革論議が表裏一体であることの重要性

広域連合とは？

広域連合は、さまざまな地域的ニーズに柔軟かつ複合的に対応するとともに、権限移譲の受け入れ体制を整備するため、平成7年6月から施行されている制度です。

現在、ゴミ処理や消防などの事務を中心に一部事務組合が広く活用されていますが、広域連合と一部事務組合との主な相違点は、次のとおりです。

◆設置の目的等

構成団体等が持ち寄った同一事務の共同処理を実施する一部事務組合に対して、広域連合は、広域行政需要に適切かつ複合的に対応することが可能となります。例えば、一般廃棄物に関する事務と産業廃棄物に関する事務を広域連合で実施し、総合的なゴミ処理行政の推進が図られます。

◆国等からの事務権限の委任

広域連合は、直接国又は都道府県から権限移譲を受けることがあります。このため、個々の市町村では実施困難でも、広域的団体であれば可能な事務を、直接処理することとすることができます。更に、国又は都道府県に、権限・事務を処理することとするよう要請することができます。

行政改革の推進状況

町行財政改革推進委員会は、受けた項目は10件、町側から現状及び課題等の説明を了した項目は20件で、引き続き急がれる多くの改革検討項目について、順次、町からの資料提出を求め、協議を重ねることとしております。

検討の状況については、議会

特別委員会あるいは町民への状況説明や情報の提供に努めます。町のあらゆる行政分野において、厳しい状況下で多くの課題を抱えており、同委員会の役割はますますその重要性を増していると考えております。

町行財政改革推進委員会委員各位のご労苦に感謝を申し上げ、引き続きのお力添えをお願い申し上げます。

後志地域連携会議

2月21日、小樽開発建設部主催の「後志地域連携会議」が、小樽市で開催されました。

北後志管内の市町村長が出席して、国道の関係機関と市町村が、地域における計画事業の取り組みや課題等の状況についての情報を共有しながら、具体的な地域連携事業や施策の検討立案を推進しようとするもので、本年度は、「食と観光」をテーマに活発な協議が行われたところです。

地理的条件や人口・産業構造、歴史等が異なる後志管内において、厳しい経済情勢が続いた、国、道、市町村の財政状況

ひとくちメモ

積丹町行財政改革推進委員会の答申11項目

●平成17年度実施項目

項目	概要	改革効果額
敬老祝金の支給額	・住所及び居住要件の見直し ・支給額の引下げ	139万円
敬老会	・記念品の支給内容及び対象者の見直し	92万5千円
広報店壁紙	・広報紙面1色刷	27万円
各種委員会料	・日額報酬額引下げ (8千5百円→3千円)	35万円
各種事務手数料	・各種事務手数料などの見直し	45万5千円
各種検診の住民負担	・住民検診負担額の見直し	15万円
文庫費等	・祝儀金額見直し ・葬祭用花額廃止など	38万円
ライバートナーサミット	・結婚祝金等支給制度廃止	15万1千円
研修センター運営事業	・宿泊機能休止	169万2千円

●平成18年度実施項目

簡易水道使用料金	・使用料金の引上げ ・減免制度の廃止に伴う緩和措置 ・無利子貸付制度の拡充	620万円
各種委員会料	・監査委員(議員選出)、農業委員、教育委員、議員委員 (5千円→3千円)	46万8千円

して寄付の採納の申し出があり、受納することとしました。
いずれも、町の振興に寄与する貴重な築財の寄付であり、関係各位に対して深く感謝を申し上げます。

一、現金30万円

新榮機械産業 株式会社(札幌市中央区)

代表取締役 佐藤 滉

平成18年1月26日

二、土地(保安林)

菅谷市川西農業協同組合(菅谷市)

代表理事組合長 有坂 利宣

平成18年2月6日

三、車両(10人乗りバス)

財團法人ブルーシー・アンド・ダリーンランド財团

平成18年3月2日

住民福祉関係

介護保険制度関係

介護保険法に基づく平成18年度から平成20年度までの「第3期介護保険事業計画・第4次高齢者保健福祉計画」について、

積丹町老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会での検討をいたしました。

制度創設後8年を経て定着してきた介護保険制度ですが、一方で、当町の介護認定の状況は、



積丹町・郵便局街づくり協議会

2月23日「積丹町・郵便局街づくり協議会」が開催されました。

町と郵便局とが相互に緊密な

寄付物件等

次に掲げる現金・物件等につけて、町の公金及び公有財産と

(東京都港港区)

会長 梶田 功

平成18年3月2日

四、除雪機(31馬力、ディーゼルエンジン)

財団法人ブルーシー・アンド・ダリーンランド財团

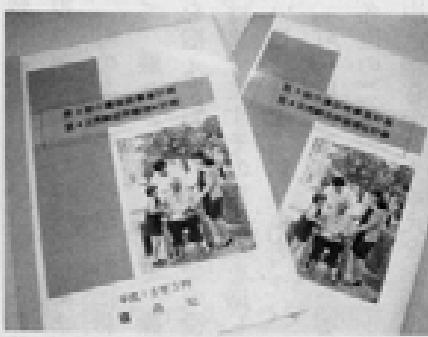
会長 梶田 功

平成18年3月2日

移しており、被保険者数は変動

がないものの、認定者数は着実に増加しております。

介護サービスの利用にかかる
給付費については、23・6%の
伸びを示しており、特に居宅系



これは、サービス内容の充実も一つの要因ですが、介護認定者になつても、できる限り地元でのサービスを受けながら生活していくたいとの気持ちや行動の現れと考えております。これ

また、4月からの介護保険法の改正では、介護予防を重視しており、介護認定度の進行を抑え、更に介護認定者をできるだけ出さないという改正内容から地域支援事業と新たな予防給付事業が創設され、これらも、本町の次期計画に導入することとしました。

改正介護保険法

介護予防を重視

下を避ける努力をしてまいりま
す。

政組織スタッフの確保や、北後
志らか町村共同で実施している
認定審査事務の体制整備さらに
は「地域包括支援センター」の
設置に伴う新たな行政組織体制

の構造など、小規模町村においては厳しい財政状況下で新たな行政課題となっています。北後志管内では関係町村で協議し、特に、同センターの設置については、準備の時間的余裕がなく混乱を生じることが予想されるため、平成18年度は準備期間とし、平成19年度からの設置運用開始の申し合わせとなつたところです。また、次期計画は平成18年度から向う3か年の介護保険料の額についても示されており、第1号被保険者に負担していただく保険料基準年額が現行より3,600円増額となつておりますが、これは、歳入に係る国の社会保険診療報酬支払基金交付金が、給付費の32%から31%に引き下げられた相当分のみが保険料増額の大きな要因となつたところであり、介護認定者の比率の増加は避けられない当町の地域事情下で、他町村に比較して低い水準の維持を確保する計画内容としました。

モモチクひとくみ 4 隣 一歳の制複施の地のと一と割れ当利用

**65歳以上の方の
介護保険料の決まり方が変わります**

所得の低い方への保険料の軽減を図るため、これまでの第2段階を3区分し、課税年金収入額と他の所得金額の合計が80万円以下の方には、より低い保険料を設定します。

第5段階 町民税が本人課税で下記(第4段階)以外の方
第4段階 町民税が本人課税で所得が200万円以下の方
第3段階 町民税課税世帯であるが本人非課税の方
第2段階
世帯全員は町民税非課税世帯
第1段階 年所得課税受給者、福祉年金受給者



新第6段階
町民税が本人課税で下記（新第5段階）以外の方
新第5段階
町民税が本人課税で所得が300万円以下の方
新第4段階
町民課税世帯であるが本人非課税の方
新第3段階
町民税非課税世帯で新第2段階以外の方
新第2段階
町民税非課税世帯かつ年金収入80万円以下で年金以外の所得が無い方
第1段階
生活保護受給者、福祉年金受給者

障患者自立支援事業關係

4月から施行される「障害者自立支援法」の大きな柱として、「身体、知的、精神」の3障害者の制度を一本化することにより複雑化していた福祉サービスが一つになり、総合的に、障害者の地域での自立を支援することとし、障害者福祉サービス費用と、障害に係る医療費の原則二割負担が定められました。

知的障害者更生施設及び知的障害者通勤療の利用者が10人となっており、また、障害者の医療制度に係る利用者は、更生医療の利用者が7人、精神通院医療の利用者が32人という状況にあります。

当町の障害者福祉サービスの利用状況は、1月末現在、居宅

応事務処理の準備を進めているところです。